

えちぜん鉄道福井口駅 携帯通信端末用充電器利用規定

(目的)

第1条 この規定は、福井県がえちぜん鉄道福井口駅に設置した携帯通信端末用充電器（以下「充電器」という。）の利用に関する事項を定め、その円滑な運用に資することを目的とする。

(所有者および管理者)

第2条 充電器は、福井県（以下「所有者」という。）が所有し、えちぜん鉄道株式会社（以下「管理者」という。）が管理するものとする。

(利用時間)

第3条 管理者は、必要と認める場合は、充電器の利用時間を変更し、または利用を制限することができる。

(利用料金)

第4条 充電器の利用に係る料金は、当分の間無料とする。

(同意)

第5条 利用者は、えちぜん鉄道福井口駅 携帯通信端末用充電器利用規定（以下「本規定」という。）をよく読み利用するものとし、利用者は充電器を利用したときから本規定に同意したものとする。

(対象物)

第6条 充電器を利用して充電できる対象物は、携帯電話・スマートフォン等の携帯通信端末のみである。また、これら充電器への接続において不良品や改造品は認めない。

(禁止行為)

第7条 利用者は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 携帯通信端末の充電以外の目的で充電器を使用すること。
- (2) 充電の完了後、故意に充電器に接続し続けること。
- (3) 充電器に接続したまま携帯通信端末を使用すること。
- (4) 充電器を使用している他者の携帯通信端末を窃盗、損傷、故意に移動すること。
- (5) 充電器本体、または付属ケーブル等の付属品（以下「付属品」という。）を持ち帰ること。
- (6) 充電器に損傷を与える行為を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、充電器の利用に支障を及ぼすこと。

(利用の制限)

第8条 管理者は、次の各号に該当する場合には、充電器の利用を中止、または制限することができる。

- (1) 利用者が、充電器の設備を汚損し、またはき損するおそれがある場合
- (2) 利用者が、管理者の指示に従わない場合
- (3) 太陽光発電による蓄電池容量が十分に満たない場合
- (4) その他充電器の管理上支障があると認められた場合

(指示)

第9条 管理者は、充電器の管理のため必要があると認められる場合は、管理上必要な指示を行うことができる。

(報告義務)

第10条 利用者は、充電器の不具合を発見した場合または利用中に充電器に不具合が生じた場合は、管理者に直ちに報告するものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意または過失により充電器の設備を汚損し、またはき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者は、付属品を損傷、または故意に持ち帰った場合、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第12条 利用者は、充電器を自己責任のもとで利用するものとし、利用中における携帯通信端末の盗難、損傷および事故による損害、充電中の事故または充電器の利用に伴う携帯通信端末への損害、その他火災等不可抗力によって生じた損害については、所有者および管理者は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この規定に定めるもののほか、充電器の運用に関し必要な事項は、所有者および管理者が別に定める。

附則

この規定は、平成31年3月28日から施行する。